

別添3

4初児生第20号
令和4年10月6日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
清重 隆信
(公印省略)

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒の
教育相談の取組について（通知）

本年9月30日に開催された標記会議の取りまとめにおいて、別添1のとおり、相談内容が宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をしないことや、相談の趣旨を的確に把握してその解決に資する案内をするよう努めることが関係省庁間で改めて確認されました。

また、今後の取組として、児童生徒の心理的・福祉的支援の観点から、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）による支援の推進を図ることとされました。

法務省においては、今回の取りまとめを踏まえ、別添2のとおり、法務局人権擁護部長・地方法務局長に対し、「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた人権擁護活動の強化に向けた取組について（依命通知）」（令和4年10月6日法務省人権擁護局調査救済課長及び同局人権啓発課長）（以下、「人権擁護局通知」という。）が通知され、また、厚生労働省においては、別添3のとおり、都道府県知事・市町村長に対し、「市長村及び児童相談所における虐待相談対応について」（令和4年10月6日厚生労働省子ども家庭局長）が通知されたところです。

これらを踏まえ、文部科学省としては、引き続き、SC及びSSWの配置拡充を含めた教育相談体制の充実に向けた施策を講じていくこととしておりますが、貴職におかれましても、下記を踏まえた教育相談体制の充実に一層努められるようお願いします。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び地域の市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定

した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、学校の教育相談において適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

1 学校における教育相談

学校においては、宗教に関するのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援・対応等に努めるとともに、人権擁護局通知に基づき法務省の人権擁護機関から情報提供を受けた場合も含めて児童生徒の心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、学校内の関係者が情報を共有し、SC や SSW と共にチーム学校として、教育相談に取り組むこと。

また、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

2 法務省の人権擁護機関による人権啓発活動との連携

人権擁護局通知においては、法務省の人権擁護機関において人権教室等児童生徒を対象とした人権啓発活動を推進することとされている。各教育委員会・学校において、学校における人権教育の一環で児童生徒の権利について取り扱う場合には、法務省の人権擁護機関による取組と適宜適切に連携を図ること。

(本件担当)

1について

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係、生徒指導第二係

TEL 03-5253-4111 (内線3289)
FAX 03-6734-3735

2について

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
指導係
TEL 03-5253-4111 (内線3291)
FAX 03-6734-3735